

今号の主な内容	
2面	住民税の申告書をお送りします
3面	空家等対策計画を策定
4面	男女共同参画フォーラム
8面	新宿シティハーフマラソン・ 区民健康マラソンに伴う交通規制 2月6日オープン 薬王寺地域 ささえあい館

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成30年(2018年)

1・25

第2236号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

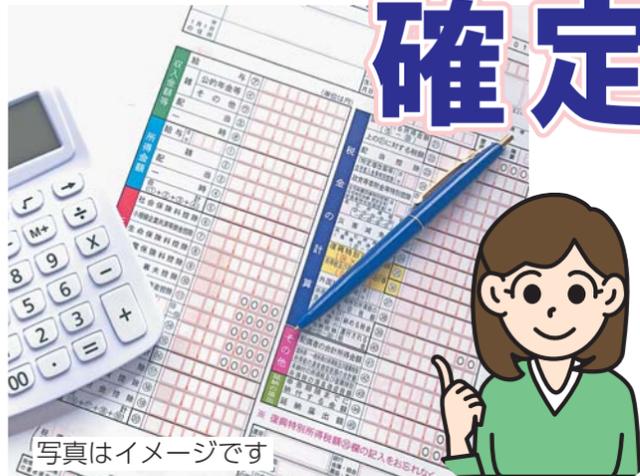
発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

確定申告が始まります



申告
期間

- 所得税及び復興特別所得税…2月16日～3月15日
※還付申告は受付中
- 贈与税…2月1日～3月15日

【問
合せ】

▶ 所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税等…新宿税務署(〒163-0740西新宿2-7-1、小田急第一生命ビル6階)☎(6757)7776、四谷税務署(〒160-8530三栄町24)☎(3359)4451
▶ 国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

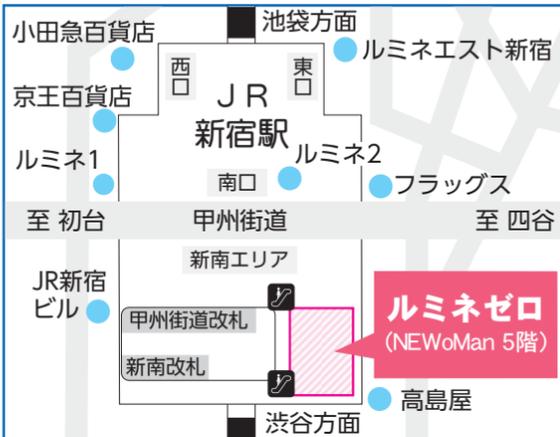
※住民税の申告、社会保険料の額の確認方法等は2面でご案内しています。

申告書の作成会場を

ルミネゼロ(NEWoMan 5階)に開設します

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成会場を、ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55、NEWoMan5階、下地図参照)に開設します(新宿・四谷・中野税務署の合同会場です)。確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(右記参照)をお持ちの上、直接、会場へおいでください。

【開設期間】2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)



※2月18日・25日の日曜日は開場します。
【受付時間】午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)
※税務署内には、確定申告書の作成会場は設置しません。
※記入等の済んでいる申告書は税務署に直接お持ちいただくか郵送で提出してください。

※会場(NEWoMan 5階)へはエスカレーターをご利用ください。
※会場の駐車場は有料です。

国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます

● 郵送・e-Taxでも提出できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。また、作成した申告書等に電子証明書を添付し、インターネットを利用して送信(提出)することもできます(e-Tax)。詳しくは、税務署へお問い合わせください。国税庁ホームページでもご案内しています。



贈与税の申告と納税

平成29年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」の特例を適用する方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。また、e-Taxも利用できます。

★「広報しんじゅく」新聞折り込み日の変更

次号2月5日号は、2月4日(日)の朝刊に折り込みます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

平成29年分の確定申告から

医療費控除の申告方法が変更になりました

- 領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページから取り出せます。
※平成28年分まで使用していた「医療費の明細書」(領収書を入れるための封筒)は税務署に用意されていません。
● 税務署から明細書の内容確認のため、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、医療費の領収書は5年間、自宅等で保存してください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書は、提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※確定申告書をご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

マイナンバーの確認(個人番号確認)と身元確認ができる書類が必要です。①か②のいずれかをご提示ください。

- ▶ ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(1枚で個人番号確認と身元確認を兼ねています)
- ▶ ②通知カードなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点

税理士による無料申告相談

申告書を作成して提出できます

確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(上記)をお持ちの上、当日直接、会場へおいでください。車での来場はご遠慮ください。

【日程・会場】右表のとおり

【相談時間】▶ 午前9時30分～12時(受け付けは午前11時30分まで)、▶ 午後1時～4時(受け付けは午後3時30分まで)

※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、相続税・贈与税の相談はご遠慮ください。

※記入等の済んでいる申告書は税務署に提出してください。

● 新宿税務署管内の方

日程	会場
1月31日(水)～2月2日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月5日(月)・6日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月8日(木)・9日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月13日(火)～16日(金)	区役所本庁舎地下1階11会議室(歌舞伎町1-4-1)

● 四谷税務署管内の方

日程	会場
1月29日(月)～31日(水)	牛込笹塚地域センター(笹塚町15)
2月1日(木)～5日(月) ※土・日曜日を除く	若松地域センター(若松町12-6)
2月6日(火)～9日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
2月13日(火)～15日(木)	四谷保健センター(三栄町25)

にせ税理士にご注意を!

税理士資格のない者が、税務相談・税務書類の作成・税務代理などを行うことは、法律で禁じられています。資格がなく、専門知識に欠ける「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は税理士証票を携行し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。

